

県営住宅敷地内 駐車場のしおり

*

沖縄県では、平成7年度から県営住宅敷地内に入居者専用の有料駐車場を設置し、県営住宅入居者の皆様の利便性向上に努めております。

このしおりは、団地内駐車場の利用にあたっての注意事項及び使用に関する各種手続きについて説明したものですので、ご活用下さい。

(*一部の団地は自治会管理の駐車場となります)

沖縄本島地区指定管理者：沖縄県住宅供給公社

住宅部 住宅管理課 駐車場係

本 社 〒900-0029 那覇市旭町 114 番地 7

Tel 098 - 917 - 2437 FAX 098-917-2439

宜野湾出張所 〒901-2221 宜野湾市伊佐 4-2-3-102 号

Tel 098 - 917 - 6173 FAX 098-917-6174

コザ出張所 〒904-0021 沖縄市胡屋 4-14-31

Tel 098 - 988 - 7686 FAX 098-988-7687

名護出張所 〒905-0013 名護市城 2-1-21 2階

Tel 0980 - 43 - 7970 FAX 0980-43-7971

沖縄県土木建築部住宅課

〒900-0021 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号

☎ 098 - 866 - 2418

目 次

第1編 県営住宅敷地内駐車場手続き案内

I 駐車場を借りる場合 (使用申込)	1
II 車庫証明書が必要なとき (自動車保管場所使用承諾証明申請)	11
III 車を買替えたとき 〔駐車場使用変更申請(車両)〕	17
IV 契約者を変えたいとき 〔駐車場使用変更申請(使用名義人)〕	21
V 駐車場がなくなるとき (駐車場明渡届)	25

第2編 駐車場契約にあたっての注意事項、禁止事項

I 駐車場に関するご案内	29
II 県営住宅駐車場の使用料	31
III 県営住宅駐車場使用決定書	32
IV 県営住宅駐車場使用決定書及びステッカーの表示義務について	33
V 禁止事項	34
VI 駐車場の明け渡し	35
VII 駐車場使用決定の取り消しと明け渡し請求	35

第3編 よくある問い合わせ Q&A

Q1 駐車場を契約したいが、手続きはどうすればよいのでしょうか。	37
Q2 契約した駐車場の管理は、どうすればよいのでしょうか。	37
Q3 駐車場でやっていけないことがありましたら、教えてください。	37
Q4 駐車場での事故などは、県や住宅公社が面倒をみるのですか。	37
Q5 駐車場の使用料は、いくらですか。	37
Q6 駐車場の使用料は、どのようにして支払うのですか。	38
Q7 駐車場の使用料を滞納したら、どうなるのでしょうか。	38
Q8 車庫証明が欲しいのですが、手続きはどのようにすればよいのでしょうか。	38
Q9 車を買替えたのですが、そのまま駐車場を使ってよいのでしょうか。	38
Q10 駐車場の使用名義人であった子が団地から転出した。駐車場は団地に住 んでいる私がそのまま使用してよいのでしょうか。	38
Q11 県営住宅から引っ越すので駐車場がいらなくなった。どのような手続き をすればよいのでしょうか。	39
Q12 現在1台分の駐車場を借りていますが、車を2台所有しているので空き 区画があるなら2台目の駐車場を借りることはできますか。	39
Q13 友人が遊びに来るために駐車場が必要ですが、借りることはできますか。	39

各地区安全協会のご案内	40
-------------	----

第1編 県営住宅敷地内駐車場手続き案内

- I 駐車場を借りる場合
(使用申込)
- II 車庫証明書が必要なとき
(自動車保管場所使用承諾証明申請)
- III 車を買い替えたとき
〔駐車場使用変更申請 (車両)〕
- IV 契約者を変えたいとき
〔駐車場使用変更申請 (使用名義人)〕
- V 駐車場が必要なくなったとき
(駐車場明渡届)



I 県営住宅敷地内の駐車場を借りる場合

1. 県営住宅敷地内の駐車場を借りる場合 → 駐車場使用申込

* 県管理駐車場のみです。自治会管理の駐車場につきましては各自治会へお問合せ下さい。

申込の条件

団地駐車場の申込条件については、下記のとおりです。

○新しく団地に入居する際に駐車場も同時に申込する方

- (1) 申込者が県営住宅の入居者または同居者（県の許可を受けた者）であること
- (2) 入居者または同居者が自ら使用するため駐車場を必要としていること
- (3) 車を所有していること（リース車、勤務先から貸与された車は可。レンタカーは不可。）※原則として所有者または使用者が団地に入居している者の名義になっていること。
- (4) 使用する車両が下記の規格内であること

長さ500cm以下、幅190cm以下、高さ220cm以下、重量2,200kg未満

○団地に入居した後に駐車場を新規申込する方、または一度使用したことがある方

上記(1)から(4)に加えて、

- (5) 家賃の滞納が3か月分以上ないこと
- (6) 共益費の滞納がないこと
- (7) 入居者または同居者に過去の駐車場使用料の滞納がないこと

提出書類

- (1) 県営住宅駐車場使用申込書（第42号様式）
- (2) 運転免許証の写し
- (3) 自動車検査証（車検証）の写し

* (2)(3)について、提出時に有効期限が近い場合には更新後の写しを再度提出していただく場合があります。

○県営住宅駐車場使用料口座振替依頼書

（駐車場使用決定後に公社から郵送いたしますので、後日金融機関窓口にて手続きして下さい）

* 以下の書類は該当者のみ提出して下さい

- (4) 共益費の完納証明書（新しく入居する方以外で、~~共益費の未納がある場合~~）
- (5) 家賃及び駐車場使用料の支払済領収書の写し（過去分の滞納がある場合）
- (6) 勤務先から貸与された車両の場合、車両貸与が確認できる証明書を提出して下さい。

2. 県営住宅敷地内の駐車場を借りる場合 → (2台目使用の申込)

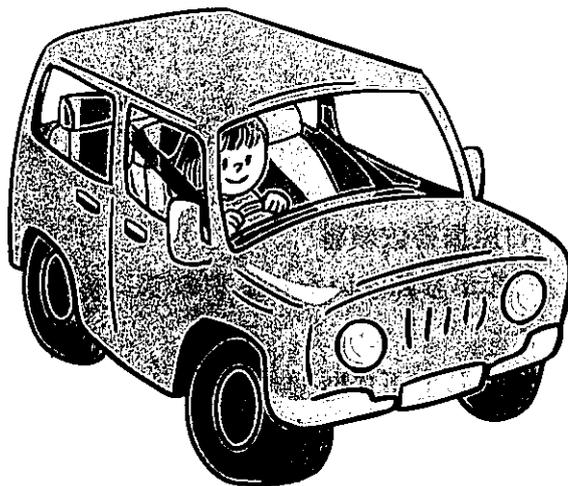
○駐車場の使用許可は、原則1世帯1区画としますが、使用を希望する世帯に1台ずつ許可をしても、なお空き区画がある場合には、2台目以降についても暫定的に許可できる場合があります。

2台目の駐車場使用申込の条件

- 団地駐車場の2台目使用についての申込条件は、基本的には1台目使用と同じですが、2台目使用区画に本来の権利者から使用の申込があった場合にはその時点で明け渡していただきます。
- 2台目使用区画に関しては、自動車保管場所使用承諾証明書(車庫証明)の申請は受付できません。
- 家賃及び駐車場使用料並びに共益費に未納がある場合受付できません。
- 介護目的を理由とする申請は受付できません。
- 単身者、もしくは同じ使用名義人が複数の区画を使用するための申請は受付できません。

提出書類

- 1台目使用申込の提出書類に加えて、
- (5) 共益費の完納証明書
 - (6) 誓約書(自治会長印の押印のあるもの) が必要です。



3. 介護の目的で駐車場を借りる場合 → (介護目的による使用の申込)

○駐車場の使用申込は、原則入居者または同居者が車を所有し、かつ運転免許を取得していることが条件ですが、在宅医療や訪問介護などの目的で入居者以外の方が使用するため駐車場の使用を希望する世帯に、例外的に使用を許可できる場合があります。

ただし、2台目申込をする際に、介護目的を理由とする申請は受付できません。

また、介護目的による使用申込にはいくつかの条件がありますので、必ず事前に会社にご相談の上、必要な書類を揃えて手続きをして下さい。

介護目的による駐車場使用申込の条件

- 介護対象者の症状、要介護の程度によって個別に判断されますので、介護目的を理由とする申請がすべて受理できるとは限りません。
- 介護目的による使用許可を受けた区画に関しては、自動車保管場所使用承諾証明書（車庫証明）の申請は受付できません。
- 家賃の滞納が3か月以上ないこと
- 駐車場使用料並びに共益費の未納がないこと

提出書類

- (1) 県営住宅駐車場使用申込書（第42号様式）
- (2) 介護する事業所等の車両の自動車検査証（車検証）の写し
- (3) 介護する事業所等の代表者の運転免許証の写し
 - * (2) (3) について、提出時に有効期限が近い場合には更新後の写しを再度提出していただく場合があります。
- (4) 下記の①から③うち、介護を必要とする状況が確認できる資料を事前に会社に確認の上、提出して下さい（いずれかひとつもしくは複数）
 - ①介護手帳の写し（要介護状態区分の認定があるもの）
 - ②障がいがある方は、障がい者手帳の写し（等級のわかるもの）
 - ③医師からの診断書（介護を必要とする病名及び診断内容のわかるもの）
- (5) 共益費の完納証明書
- (6) 自治会長印の押印のある要望書（申込者が介護を必要とする内容のもの）
 - 県営住宅駐車場使用料口座振替依頼書
（駐車場使用決定後に会社から郵送いたしますので、後日金融機関窓口にて手続きして下さい）

団地コード	棟コード	戸コード	整理番号

県営住宅駐車場使用申込書

	年		月		日
--	---	--	---	--	---

沖縄県知事 殿

駐車場区画番号		番
---------	--	---

上記区画番号の駐車場を使用したいので必要書類を添えて申請します。

申請者	団地名	県営 団地・高層住宅 棟 号	連絡先
フリガナ	性別	1 男 2 女	生 年 月 日
	氏 名		
住宅名義人氏名	申請者との関係		

自動車検査証の内容をそのまま記入してください。

駐 車 す る 自 動 車	自動車登録番号又は車両番号／自動車予備検査証番号	車 名			自 動 車 の 種 別		
					1 軽	2 小型	3 普通
	車 台 番 号	長 さ	幅	高 さ	総排気量	車両重量	
		500cm以下 cm	190cm以下 cm	220cm以下 cm		2,200kg未満 kg	
	所有者の氏名 又は名称						
使用者の氏名 又は名称							
申請者の氏名 と、所有者の 氏名が異なる 場合は、その 理由	1 割賦購入	4 購入予定	年 月 日ごろ				
	2 所有者より購入したが 名義変更が済んでない。	5 その他 ()					
	3 同居家族の名義にしている。						

※ 申請時に提出していただく書類

- 1 申請者の運転免許証の写し
 - 2 自動車検査証の写し（車の所有者、自家用、車の大きさ等を確認します。）
 - 3 新車を購入予定の方は、完成検査終了証又は自動車会社の販売証明書
 - 4 中古車を購入予定の方は、自動車検査証の写し又は抹消登録証の写し
 - 5 障害者の方は、身体障害者手帳又は療養手帳
 - 6 当該自動車に係る自動車税納税通知書兼領収書の写し又は納税証明書
- 上記のほか申込書の審査に当たり必要なときは、別の書類の提出を求めることがあります。

令和 年 月 日

誓 約 書

団地 棟 室

氏 名 _____

TEL _____

県営住宅敷地内2台目駐車場の使用について、下記条項を遵守します。

記

- 1 本来使用の権利を有する者から駐車場使用許可申請がある場合、申請のあった時点で、この使用許可が取り消されること。また、管理上の都合により保管場所の位置変更又は使用許可の取り消しを命じられた場合においては、その命に従います。
- 2 使用許可の取り消しを受けた後は、速やかに当該駐車場を明け渡します。
- 3 2台目に関しては、自動車保管場所使用承諾証明書（車庫証明）の申請は行いません。
- 4 自治会費・共益費等の支払いについては誠実に履行します。

2台目区画番号 番です

自治会会長

会長名 _____ 印

《記入例》

1. 住宅 2. 駐車場 県営住宅 使用料口座振替依頼書

(1及び2を選んで○をつけてください)

金融機関 _____ 御中

県営 _____ 住宅
_____ 団地

届出年月日		
年	月	日

令和

※太線内だけ記入してください。

入居者番号	○	○	○	▽	▽	×	×	×	×	1	2	3	4	5	6	7
-------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

駐車場 使用者番号	○	○	○	▽	▽	×	×	×	×	駐車場 区画番号	□	□	□
--------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	-------------	---	---	---

※納入義務者と口座名義人が同一の場合は納入義務者のみ記入して下さい。

納入義務者 (名義人)	住所	那覇市旭町 114 番地 7 県営○○団地 ○棟 ○○○号室	電話番号	098-917-2436		
	フリガナ	コウシャ イチロウ				
	氏名	公社 一郎 (公社印)	(お届け印を2、3枚目にも押印してください)			
口座名義人 (上記の氏名と異なるときは記入して下さい)	住所	那覇市旭町 114 番地 7 県営○○団地 ○棟 ○○○号室	電話番号	098-917-2437		
	フリガナ	コウシャ ハナコ				
	氏名	公社 花子 (公社印)	(お届け印を2、3枚目にも押印してください)		納入義務者との続柄	妻

ここの欄は、必ず記入して下さい。

私は、公社に納付すべき県営住宅使用料等を次の指定預金口座から口座振替によって納入したいので、下記により依頼します。

指 定 預 金 口 座										
金融機関名	支店名	預金種別		口座番号						
○○銀行	○○支店	1 普通	2 当座	1	2	3	4	5	6	7
金融機関コード	支店コード	振替日								
		毎月末 (休日の場合は前営業日)								

- 私が納入すべき県営住宅使用料等を上記のとおり指定口座から引落とし、払い込んで下さい。なお、このことを私に通知する必要はありません。
- 預金の引落としにあたっては、当座勘定規定または普通預金規定にかかわらず、小切手の振出または預金通帳、預金払い戻し請求書の場合はいたしません。
- 振替日に預金残高が引き落とすべき金額に満たないときは、私に通知せず振替不能とされても異議ありません。
- 引き落とし金額は預金通帳に記帳されるため、領収証は発行しなくても異議ありません。
- この契約は貴行が必要と認めるときは解約されても異議ありません。また、この契約を解約または内容を変更するときは所定の手続きにより届けます。
- この口座振替について、かりに紛議が生じても貴行の責によるものを除き、一切御迷惑をかけません。

金融機関確認欄	
検印	照合印

金融機関口座確認印
こちらは金融機関で 押してもらって下さい

(金融機関控用)

県営住宅使用料の支払いについて

手続き方法

口座振替依頼書に必要事項を記入のうえ、預金通帳および印鑑を持参して指定の金融機関窓口へ提出して下さい。

口座振替依頼書は3連式になっており、1枚目は金融機関控、2枚目は金融機関を經由し公社へ、3枚目はご本人控になっています。

手続き終了後、本人控えを必ず受け取って大切に保管して下さい。

なお、口座振替の手続き終了までに45日ほど、お時間かかりますので、その間は納入通知書でのお支払いをお願いします。

※納付義務者（住宅名義人や駐車場使用者名義人）と口座名義人が異なる場合は記入漏れのない様お願い致します。

沖縄県指定金融機関は、次の6機関です。

- ・琉球銀行
- ・沖縄銀行
- ・沖縄海邦銀行
- ・コザ信用金庫
- ・沖縄県労働金庫
- ・沖縄県農業協同組合

※金融機関名は正しく記入するようにお願い致します。

口座振替方法

口座振替は月末に行います。ただし、月末が週末または祝祭日の場合は、前営業日に振替を行いますのでご注意ください。

月末に口座引き落としが出来なかった場合には、翌月の25日前後に納入通知書を自治会役員や管理人を通じて送付しますので、県指定金融機関で納めて下さい。

再振替は出来ません。また、家賃に関しては納入通知書の再発行は致しませんので、公社窓口、徴収、現金書留でのお支払いになります。駐車場に関しては納入通知書の再発行を致しますが、管理は厳重にお願いします。

なお、口座振替では領収証の発行は致しておりませんので、通帳を記帳のうえご確認下さい。

沖縄県住宅供給公社

住宅部住宅管理課

収納係 098-917-2436

駐車場係 098-917-2437

II 自動車保管場所使用承諾証明書（車庫証明書）について

1. 車庫証明書が必要なとき → 自動車保管場所使用承諾証明申請

* 県管理駐車場のみです。自治会管理の駐車場につきましては発行できません。

申請の条件

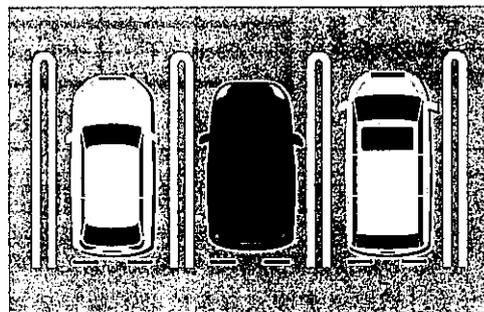
車庫証明書の申請条件については、下記のとおりです。

- (1) 申請者が駐車場の使用決定を得ていること
- (2) 駐車場使用料の滞納がないこと
- (3) 家賃及び割増賃料の滞納がないこと
- (4) 申請する車両が下記の規格内であること
長さ500cm以下、幅190cm以下、高さ220cm以下、重量2,200kg未満
- (5) 車庫証明書受領にあたって必要書類を提出する「誓約書」を交わすこと

提出書類

- (1) 自動車保管場所使用承諾証明申請書（第6号様式）
- (2) 新しい自動車の入手方法を証明する書類
 - ① 新車を購入する場合・・・いずれかの写しを1つ
完成検査終了証、販売店の販売証明書、主要諸元（カタログ）
 - ② 中古車を購入する場合・・・いずれかの写しを1つ
（現名義人の）自動車検査証（車検証）、抹消登録証、登録識別情報等通知書

* 車庫証明書の受領を郵送で希望される場合は、必要な金額分の切手を貼付した返信用封筒を申請時に提出して下さい。



《記入例》

自動車保管場所使用承諾証明申請書

記入日 ⇒

年	月	日

沖縄県知事 殿

下記より、自動車保管場所使用承諾証明書の交付を受けたいので、必要書類を添えて申請します。
 なお、新しい自動車検査証の写しは、申請後1箇月以内に送付します。

使用者	駐車区画番号	住 所	フリガナ	ヤマ シ タ タ ロウ	
	001 番	県営 ○○○ 団地 △ 棟 101号	氏 名	山 下 太 郎	
	自宅TEL 又は携帯	090-000-1234	職 場 TEL	098-000-1234	
代理人	住 所				
	氏 名		自 宅 TEL	- -	
	勤 務 先 名 (所 属)				
	勤 務 先 電 話 番 号	- - (内線)			
理 由 (該当理由を○で 囲んでください。)	<input checked="" type="radio"/> 1 自動車買替 4 名義・保管場所変更 <input type="radio"/> 2 保管場所(住所)変更 5 自動車新規購入 <input type="radio"/> 3 名義変更 6 その他()				
今回申請する 自 動 車 申請できる車の大きさが 決まっています!	車 名		車 台 番 号		
	ト ヨ タ		EL51-1234567		
	長 さ	幅	高 さ	総排気量	車両重量
	500cm以下	190cm以下	220cm以下		2,200kg未満
412 cm	166 cm	138 cm	1330 cc	900 kg	

(注意) 1 県営住宅駐車場使用料及び家族に未納がある場合は完納後でないと発行できません。
 2 県営住宅駐車場名義人に対してのみ自動車保管場所使用承諾証明書を発行します。
 3 今回申請する自動車の自動車検査証の写し等を添付して下さい。

自動車保管場所使用承諾証明申請書

年	月	日
---	---	---

沖縄県知事 殿

下記により、自動車保管場所使用承諾証明書の交付を受けたいので、必要書類を添えて申請します。
 なお、新しい自動車検査証の写しは、申請後1箇月以内に送付します。

使用 者	駐車区画番号	住 所	フリガナ								
	番	県営 団地 棟 号	氏 名								
	自宅TEL又は携帯		職場TEL								
代 理 人	住 所										
	氏 名	印	自 宅 T E L	— —							
	勤 務 先 名 (所 属)										
	勤 務 先 電 話 番 号	— —	(内線)								
理 由 (該当理由を○で 囲んでください。)	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">1 自動車買替</td> <td style="width: 50%;">4 名義・保管場所変更</td> </tr> <tr> <td>2 保管場所(住所)変更</td> <td>5 自動車新規購入</td> </tr> <tr> <td>3 名義変更</td> <td>6 その他()</td> </tr> </table>					1 自動車買替	4 名義・保管場所変更	2 保管場所(住所)変更	5 自動車新規購入	3 名義変更	6 その他()
1 自動車買替	4 名義・保管場所変更										
2 保管場所(住所)変更	5 自動車新規購入										
3 名義変更	6 その他()										
今 回 申 請 す る 自 動 車	車 名		車 台 番 号								
	長 さ	幅	高 さ	総排気量	車両重量						
	500cm以下 cm	190cm以下 cm	220cm以下 cm	cc	2,200kg未満 kg						

(注意) 1 県営住宅駐車場使用料及び家族に未納がある場合は完納後でないとは発行できません。
 2 県営住宅駐車場名義人に対してのみ自動車保管場所使用承諾証明書を発行します。
 3 今回申請する自動車の自動車検査証の写し等を添付して下さい。

誓 約 書

令和 年 月 日

団地 棟 号

氏 名 _____ 印

TEL _____

※ 私は、自動車保管場所使用承諾証明書受取にあたって、下記の必要な書類を提出します。

1. 車両変更届（第44号様式）
2. 使用許可自動車のてん末書の写し
○登録している自動車の処理を確認できる書類（例：使用していた車の抹消登録等）
3. 新しい車の車検証の写し（名義変更された後の車検証）
4. 県営住宅駐車場使用許可書（ラミネートされた物）
5. その他

Ⅲ 駐車場使用変更申請書（車両変更）について

1. 駐車場使用決定者が
車を買替（入れ替）えするとき → 車両の使用変更申請

申請の条件

駐車場使用変更の申請条件については、下記のとおりです。

- (1) 申請する車両が下記の規格内であること
長さ500cm以下、幅190cm以下、高さ220cm以下、重量2,200kg未満
- (2) 使用する予定の車両であること（自動車検査証（車検証）の有効期限のあるもの）

提出書類

- (1) 駐車場使用変更申請書（第44号様式）
- (2) 新たに駐車する自動車の自動車検査証（車検証）の写し
- (3) 現在使用決定を受けていた車両の顛末書^{てんまつ}・・・いずれかの写しを1部
 - ① 廃車した場合・・・抹消登録証明書、登録事項等証明書、解体業者からの証明
 - ② 譲渡した場合・・・譲渡証明書、名義変更後の車検証、
 - ③ 保管場所の変更
 - ア. 契約駐車場へ移動・・・移動先駐車場の契約書
 - イ. 実家、会社等へ移動・・・住所変更後の車検証
- (4) 現在使用決定を受けていた車両の駐車場使用決定書（ラミネート加工されたもの）
- (5) 自動車保管場所使用承諾証明書（車庫証明書）を発行した方は・・・誓約書



《記入例》

第44号様式（第27条関係）

団地コード	棟コード	戸コード	整理番号

駐車場使用変更申請書（車両変更用）

記入日⇒ 年 月 日

沖縄県知事 殿

駐車場の使用決定を受けた車両を変更したので必要書類を添えて申請します。

使用者	団地名	県営 ○○○ 団地・高層住宅 △棟 101号	駐車区画番号	001
	フリガナ	ヤマシタ タロウ	連絡先	090-000-1234
	氏名	山下 太郎		

自動車検査証の内容をそのまま記入してください。

駐車する自動車	自動車登録番号又は車両番号／自動車予備検査証番号		車名		自動車の種別		
	沖縄 59 め 4321		トヨタ		1 軽 <input checked="" type="radio"/> 2 小型 3 普通		
	車台番号		長さ	幅	高さ	総排気量	車両重量
	EL51-1234567		500cm以下 412 cm	190cm以下 166 cm	220cm以下 138 cm	1330 cc	2,200kg未満 900 kg
	所有者の氏名又は名称		山下 一				
	使用者の氏名又は名称		山下 太郎				
	車両変更理由		1 自動車の新規購入 <input checked="" type="radio"/> 2 自動車の買換え 3 自動車の名義変更 4 破損等による自動車登録番号の変更 5 その他 ()				

※ 用意していただくもの

- 1 自動車検査証の写し 新車購入の場合、完成検査修了証の写し又は自動車会社の販売証明書
中古車購入予定の場合、自動車検査証の写し又は抹消登録証の写し
- 2 旧自動車のてん末書 (登録し駐車していた自動車の処理を確認します。)
- 3 駐車場使用許可書

団地コード	棟コード	戸コード	整理番号

駐車場使用変更申請書（車両変更用）

	年		月		日
--	---	--	---	--	---

沖縄県知事 殿

駐車場の使用決定を受けた車両を変更したので必要書類を添えて申請します。

使用者	団地名	県営 団地・高層住宅 棟号	駐車区画番号
	フリガナ	-----	連絡先
	氏名		

自動車検査証の内容をそのまま記入してください。

駐 車 す る 自 動 車	自動車登録番号又は車両番号／自動車予備検査証番号	車 名			自 動 車 の 種 別		
					1 軽 2 小型 3 普通		
	車 台 番 号	長 さ	幅	高 さ	総排気量	車両重量	
		500cm以下 cm	190cm以下 cm	220cm以下 cm		2,200kg未満 kg	
	所有者の氏名 又は名称						
	使用者の氏名 又は名称						
車両変更理由	1 自動車の新規購入		4 破損等による自動車登録 番号の変更		5 その他 ()		
	2 自動車の買換え						
	3 自動車の名義変更						

※ 用意していただくもの

- 1 自動車検査証の写し 新車購入の場合、完成検査修了証の写し又は自動車会社の販売証明書
中古車購入予定の場合、自動車検査証の写し又は抹消登録証の写し
- 2 旧自動車のでん末書 (登録し駐車していた自動車の処理を確認します。)
- 3 駐車場使用許可書

IV 駐車場使用変更申請書（使用名義人変更）について

1. 駐車場使用決定者が 駐車場を使用しないとき	→	使用名義人の変更申請 (県の承認を得た同居者に限る)
-----------------------------	---	-------------------------------

申請の条件

駐車場使用変更の申請条件については、下記のとおりです。

- (1) 現に県の承認を得て同居している者
- (2) 駐車場使用料の滞納がないこと
- (3) 家賃及び割増賃料の滞納がないこと
- (4) 運転免許証を取得していること
- (5) 車を所有していること（リース車、勤務先から貸与された車は可。レンタカーは不可。）

提出書類

- (1) 駐車場使用変更申請書（第46号様式）
- (2) 駐車する自動車の自動車検査証（車検証）の写し
* 申請する車両は下記の規格内であること
長さ500cm以下、幅190cm以下、高さ220cm以下、重量2,200kg未満
- (3) 新使用者の運転免許証の写し
* (2)(3)について、提出時に有効期限が近い場合には更新後の写しを再度提出していただく場合があります。
- (4) 現名義人の駐車場使用決定書（ラミネート加工されたもの）

* 勤務先から貸与された車両の場合
- (5) 車両貸与が確認できる証明書
* 家賃等、駐車場使用料、共益費に未納がある場合
- (6) 支払が確認できる証明書（領収書の写しなど）

《記入例》

第46号様式（第27条関係）

団地コード	棟コード	戸コード	整理番号

駐車場使用変更申請書（使用名義人変更用）

記入日 ⇒

	年		月		日
--	---	--	---	--	---

沖縄県知事 殿

駐車場使用名義人の変更をしたいので、関係書類を添えて申請します。
御確認のうへは県営住宅駐車場に関する一切の権利義務を継承することについて異議ありません。

旧使用者	団地名	県営 ○○○団地・高層住宅 △棟 101号	駐車 区画番号	001
	フリガナ	ヤマシタ タロウ	連絡先	090-000-1234
	氏名	山下 太郎		

新使用者	フリガナ	ヤマシタ ハナコ	性別	生年月日	昭和 50 年 6 月 6 日
	氏名	山下 花子	1 男 ② 女		
旧（現在の）使用者との続柄	① 配偶者 2 親 3 子供	4 兄弟・姉妹 5 その他 ()	連絡先	080-000-2211	
変更を要する理由	1 結婚 (年 月 日) 2 離婚 (年 月 日) 3 死亡 (年 月 日)		4 転居 (年 月 日) ⑤ その他 (車庫証明手続きのため)		

(変更の条件)

- 旧使用者が死亡・転居及び特別の事情がある場合において、当該住宅に入居決定を受けて同居している者に限る。
- 届出事項が事実と相違する場合は、使用許可の取消しを行うことがある。

※ 用意していただくもの

- 変更の理由及び旧（現在の）使用者と新使用者との続柄を確認できる住民票等の書類
- 新使用者の運転免許証の写し
- 自動車検査証の写し
- 県営住宅駐車場使用許可書

団地コード	棟コード	戸コード	整理番号

駐車場使用変更申請書（使用名義人変更用）

	年		月		日
--	---	--	---	--	---

沖縄県知事 殿

駐車場使用名義人の変更をしたいので、関係書類を添えて申請します。
御確認のうへは県営住宅駐車場に関する一切の権利義務を継承することについて異議ありません。

旧使用者	団地名	県営 団地・高層住宅 棟号	駐車区画番号
	フリガナ		連絡先
	氏名		

新使用者	フリガナ	性別	生年月日	年 月 日
	氏名	1 男 2 女		
旧（現在の）使用者との続柄	1 配偶者 2 親 3 子供	4 兄弟・姉妹 5 その他 ()	連絡先	
変更を要する理由	1 結婚 (年 月 日) 2 離婚 (年 月 日) 3 死亡 (年 月 日)	4 転居 (年 月 日) 5 その他 ()		

（変更の条件）

- 1 旧使用者が死亡・転居及び特別の事情がある場合において、当該住宅に入居決定を受けて同居している者に限る。
- 2 届出事項が事実と相違する場合は、使用許可の取消しを行うことがある。

※ 用意していただくもの

- 1 変更の理由及び旧（現在の）使用者と新使用者との続柄を確認できる住民票等の書類
- 2 新使用者の運転免許証の写し
- 3 自動車検査証の写し
- 4 県営住宅駐車場使用許可書

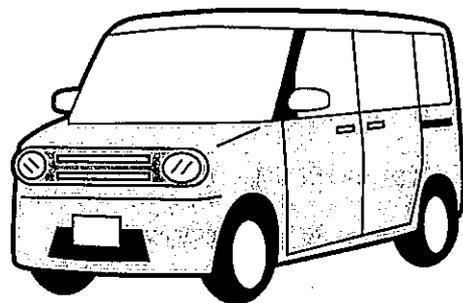
V 県営住宅駐車場明渡届 (第47号様式) について

1. 駐車場が必要なくなったとき → 明渡届の提出

- * 明け渡しをしようとする10日前までに手続きをして下さい。手続き完了の翌日から10日間は駐車場使用料が発生します。
- * 明渡届を提出しないと、駐車場を使用していなくても駐車場使用料が発生しますので、必ず必要書類を添付のうえ届け出て下さい。

提出書類

- (1) 県営住宅駐車場明渡届 (第47号様式)
 - (2) 顛末書 (明け渡し理由のわかる書類)
 - ① 廃車した場合・・・抹消登録証明書の写し
 - ② 売却した場合・・・いずれかの写しを1つ
(現名義人の) 自動車検査証 (車検証)、売却証明書
 - ③ 譲渡した場合・・・いずれかの写しを1つ
(現名義人の) 自動車検査証 (車検証)、譲渡証明書
 - ④ 他の駐車場に移転契約した場合・・・駐車場契約書の写し
 - ⑤ 実家や会社等に保管場所を移動した、もしくは顛末書が発行できない場合
・・・新しい保管場所の住所、連絡先、会社名等を記入 (様式自由)
 - (3) 県営住宅駐車場使用決定書 (ラミネート加工されたもの)
- * 県営住宅駐車場で車庫証明をとっていた方は
- (4) 車庫抹消証明書も提出して下さい



《記入例》

第47号様式（第31条関係）

団地コード	棟コード	戸コード	整理番号

県営住宅駐車場明渡届

記入日 ⇒

	年		月		日
--	---	--	---	--	---

沖縄県知事 殿

私は、現在使用している県営団地の駐車場を明け渡しますので、県営住宅駐車場使用許可書を添えて届出します。

なお、県営住宅駐車場で得た「車庫証明」については、所轄警察署において自動車保管場所の変更手続を速やかに行います。

使用者	団地名	県営 ○○○団地・高層住宅 △棟 101号	駐車区画番号	001
	フリガナ	ヤマシタ タロウ	連絡先	090-000-1234
	氏名	山下 太郎		

理由	<p>① 退去のため (退去年月日: R△年 ○月 ○日)</p> <p>2 車を廃車にしたため</p> <p>3 車を売却したため</p> <p>4 車を譲渡したため</p> <p>5 団地以外の駐車場に契約したため</p> <p>6 その他 ()</p>
※理由1の該当者のみ記入 (詳しく記入してください。)	<p>移転先住所</p> <p>〒 905-0000 名護市大北○丁目△-× ●●アパート 101号室</p> <p>連絡先 090-000-1234</p>

※ 用意していただくもの

- 1 理由2の該当者 廃車証明証
- 2 理由3の該当者 売却証明証
- 3 理由4の該当者 譲渡証明証
- 4 理由5の該当者 契約書

上記のほか必要なときは、別の書類の提出を求めています。

団地コード	棟コード	戸コード	整理番号

県営住宅駐車場明渡届

	年		月		日
--	---	--	---	--	---

沖縄県知事 殿

私は、現在使用している県営団地の駐車場を明け渡しますので、県営住宅駐車場使用許可書を添えて届出します。

なお、県営住宅駐車場で得た「車庫証明」については、所轄警察署において自動車保管場所の変更手続を速やかに行います。

使用者	団地名	県営 団地・高層住宅 棟号	駐車場区画番号	
	フリガナ	-----	連絡先	
	氏名			

理由	1 退去のため (退去年月日： 年 月 日) 2 車を廃車にしたため 3 車を売却したため 4 車を譲渡したため 5 団地以外の駐車場に契約したため 6 その他 ()
(該当項目を○で囲んでください。) ※理由1の該当者のみ記入 (詳しく記入してください。)	移転先住所 〒 連絡先

※ 用意していただくもの

- 1 理由2の該当者 廃車証明証
- 2 理由3の該当者 売却証明証
- 3 理由4の該当者 譲渡証明証
- 4 理由5の該当者 契約書

上記のほか必要なときは、別の書類の提出を求めることがあります。

第2編 駐車場契約にあたっての 注意事項、禁止事項

- I 駐車場に関するご案内
- II 県営住宅駐車場の使用料
- III 県営住宅駐車場使用決定書
- IV 県営住宅駐車場使用決定書及びステッカーの表示義務について
- V 禁止事項
- VI 駐車場の明け渡し
- VII 駐車場使用決定の取り消しと明け渡し請求



I 駐車場に関するご案内

令和4年4月1日現在

○県が管理する駐車場

団地番号	団地名
8	赤道団地
10	南風原第1団地
15	南風原第2団地
16	高原団地
17	砂辺団地
18	松川団地
19	古波蔵第2市街地住宅
20	北大東団地
21	大橋市街地住宅
22	牧港団地
23	城間団地
24	石川団地
25	美東団地
27	松原団地
28	美咲団地
29	新開団地
31	美田市街地住宅
33	西崎団地
34	大原団地
35	あけぼの市街地住宅
36	川原団地
39	宇茂佐団地
63	西崎第2団地
64	経塚市街地住宅
65	浜原団地
66	比謝団地
67	真玉橋市街地住宅
68	古謝団地
69	外間団地
70	大山高層住宅
71	比屋根団地
73	新開第2団地

団地番号	団地名
74	赤嶺市街地住宅
75	大里団地
76	嘉手納高層住宅
78	東恩納団地
79	真栄里団地
84	与那城団地
85	具志川東住宅
86	与那原第2団地
87	桑江高層住宅
88	中城団地
89	大北団地
90	浜原第2団地
91	高嶺団地
92	勝連団地
93	大頓団地
94	長毛団地
95	大里第2団地
96	賀数団地
97	伊差川団地
98	石川第2団地
99	新垣団地
100	美浜高層住宅
101	北美団地
102	親慶原団地
103	豊見城高層住宅
104	胡屋高層住宅
105	愛知高層住宅
106	外間高層住宅
107	松本高層住宅
108	宇茂佐高層住宅
109	知念団地
110	翁長高層住宅

団地番号	団地名
111	兼原高層住宅
112	坂田高層住宅
113	大宮高層住宅
114	八重島高層住宅
115	東江高層住宅
116	北中城団地
117	仲伊保団地
118	繁多川高層住宅
119	沢岬高層住宅
123	上間第2市街地住宅
124	中城第2団地
125	米須団地
126	潮平高層住宅
128	古波蔵第3市街地住宅
130	天久高層住宅
131	渡橋名団地
132	志真志団地
133	屋宜原団地
134	浜川団地
136	上田団地
137	泡瀬団地
138	名護団地
139	豊見城団地
140	須利原団地
141	与那原団地
142	神森団地
143	大謝名団地
144	南風原第1団地
145	伊覇団地
146	南風原第2団地
501	豊見城団地県改良住宅

○県管理駐車場のうち、世帯数分以上の
駐車区画がある団地

団地番号	団地名
92	勝連団地

○県管理駐車場のうち、世帯数分の
駐車区画がない団地

団地番号	団地名
10	南風原第1団地（旧棟）
19	古波蔵第2市街地住宅
31	美田市街地住宅
35	あけぼの市街地住宅
64	経塚市街地住宅
67	真玉橋市街地住宅
84	与那城団地
87	桑江高層住宅
103	豊見城高層住宅

○団地自治会が管理する駐車場
（車庫証明の発行はできません）

団地番号	団地名
4	名護団地（九和会）
14	古波蔵市街地住宅
26	安岡市街地住宅
30	港川市街地住宅
32	内間団地
37	西原団地
38	浦添市街地
60	三重城市街地住宅
61	上間市街地住宅
62	国場市街地住宅
72	北谷団地
77	鳥堀市街地住宅
80	上之屋市街地住宅
81	山里高層住宅
82	幸地高層住宅
83	波平団地



II 県営住宅駐車場の使用料

○駐車場使用料は県の条例により下表のとおりと定められております。

○駐車場使用料は毎月末日の金融機関営業日に引き落としです。

○駐車場使用料は口座振替でお支払いいただけます。

口座振替依頼書を持参の上、各自で金融機関窓口でお手続き下さい。

駐車場使用料

県営住宅所在市町村名	使用料（月額）
那 覇 市	3,200円
宜 野 湾 市 浦 添 市	2,500円
沖 縄 市 西 原 町 南 風 原 町 与 那 原 町 豊 見 城 市	2,000円
名 護 市 う る ま 市 嘉 手 納 町 北 谷 町 八重瀬町（旧東風平町） 糸 満 市	1,500円
読 谷 村 中 城 村 北 中 城 村 南 城 市 八重瀬町（旧具志頭村） 北 大 東 村	1,000円

Ⅲ 県営住宅駐車場使用決定書

第43号様式（第25条関係）

（表）

県営住宅駐車場使用決定書			
		那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県知事	
県 営		団地駐車場	
	棟 号		
自動車登録番号			
駐車場区画番号		番	
使用許可有効期間		年	月
		日	から
		年	月
		日	日まで
ただし、期間満了の日の10日前までに県営住宅駐車場明渡届の提出がなく、かつ、沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例第63条の規定による駐車場の明渡し の請求がない場合は、期間は1年間更新されるものとし、その後も同様とする。			
使用許可書発行年月日		年	月
		日	
お願い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車するときは、本書を外部から見えるダッシュボードの上に必ず置いてください。 ・ 本書は、警察に提出する保管場所使用承諾証明書としては使用できません。 ・ 裏面の注意事項に留意のうえ、所定の駐車区画をご利用ください。 		

（裏）

※ 本書は、各種申請の手続に必要です。

<p>◎ 使用者は、次のことを遵守し秩序正しく使用すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本書を表示し、所定の位置に駐車すること。 2 駐車場内にたばこの吸殻、紙くず類等を捨てないように心がけ、清潔な利用をすること。 3 駐車場内の事故を未然に防ぐような運転に努めること。 4 使用許可を受けた内容に変更が生じた場合は、速やかに駐車場使用変更届出書を提出すること。 ただし、その変更内容に疑義がある場合は使用許可の取消しをすることがあります。 <p>◎ 使用者は、次の行為をしてはいけません。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 駐車場を他に転貸し、又はその使用权を他に譲渡すること。 2 駐車場内に引火性若しくは発火性の物品等の危険物又は他の者の駐車に支障となる物品等を持ち込むこと。 3 駐車場の現状を変更し、又はこれに工作物等を設置すること。 4 駐車場を自動車の駐車以外の用途に供すること。 5 駐車場で騒音など生活環境上支障となる行為をなすこと。 6 他の者の駐車を妨げる行為又は管理上支障となる行為をなすこと。 7 その他前各号に準ずる行為をなすこと。 	<p>◎ 駐車場の明渡し</p> <p>使用者が県営住宅を退去するとき、あるいは駐車場の使用を必要としなくなったときは、10日前までに県営住宅駐車場明渡届を提出すること。（使用料は、日割計算となります。）</p> <p>◎ 使用許可の取消し等</p> <p>駐車場使用者が、沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例及び同規則並びにこれに基づく指示に違反したときは、使用許可の取消し等を行います。この場合、使用者に損害を及ぼすことがあっても、県は賠償の責任を負いません。</p> <p>◎ 損害賠償</p> <p>使用者は、自己の責めに帰すべき事由によって駐車場又はその附帯する設備を滅失し、又は毀損したときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。</p> <p>◎ 県の免責</p> <p>県は、駐車場内において、天災、火災、盗難、損傷事故が発生したことにより、使用者が損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負いません。</p>
---	--

IV 県営住宅駐車場使用決定書及びステッカーの表示義務について

目的

決められた使用者が所定の区画を利用しているかどうかを確認し、お互いがルールを守り合うとともに、不正に使用する者を排除することを目的とするものです。

車両の変更

使用中の車両を変更する場合は、変更申請が必要です。変更申請後に新しい駐車場使用決定書及びステッカーを交付します。

表示場所の指定

駐車場使用決定書は、ダッシュボードの上に置いて、外からも確認できるようにして下さい。
ステッカーは、ルームミラーの後ろ、フロントガラスから見えるように貼って下さい。

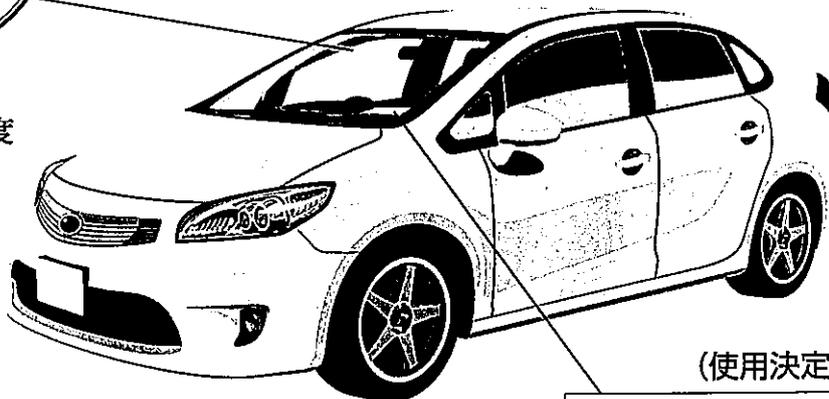
【駐車場使用決定書及びステッカー表示場所】

(ステッカー)



沖縄県
令和 年度

接着糊付裏面をはがし、
ルームミラーの後ろに貼る。



(使用決定書)

第43号様式 (第25条関係)	
県営住宅駐車場使用決定書	
那覇市東城1丁目2番2号 住戸別管理	
県 省	01 県 0101号 〇〇〇〇 第
自動車登録番号	特開 51 〇〇〇〇
駐車場区画番号	001番
使用許可有効期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
ただし、有効期間の日の10日前までに県営住宅駐車場管理課の届出がないか、かつ、 沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例第57条の規定による駐車場の閉鎖の請求がない場合は、期間は1年間更新されるものとし、その後も同様とする。	
使用許可発行年月日	令和 年 月 日
※取得するときは、許可書と、外観から見えるダッシュボードの上にお貼り下さい。 【注意】・未許可は、警察へ提出する保安場所使用承諾証明書としては使用できません。 ・画面上の注意事項に留意のうえ、所定の駐車区画をご利用ください。	

- ◆ 必ずステッカーを貼って下さい。
- ◆ 公社への登録車両と現在使用している車両が異なる場合、ステッカーの交付はできません。
急ぎ「駐車場使用変更申請書（車両変更用）」を提出して下さい。

- ◆ 駐車中は、ダッシュボードの上に置いて下さい。

V 禁止事項

下記の行為は禁止されております。

違反した場合、駐車場の使用許可を取り消されたり、法律によって罰せられることがありますので、十分気を付けて下さい。

(1) 駐車場を使用する権利の譲渡や転貸

駐車場を使用する権利を他人に貸したり、譲渡すること。

(2) 危険物の持ち込み

駐車場内に引火性若しくは発火性の物品等の危険物の持ち込み、または他者の駐車に支障となる物品を持ち込むこと。

(3) 工作物の設置

駐車場の現状を変更したり、工作物等を設置すること。

(4) 目的外の使用

駐車場を自動車の駐車場以外の用途に使用すること。

(5) 騒音の発生等

駐車場や敷地内で騒音など生活環境上支障となる行為をすること。

(6) 迷惑行為

他者の駐車を妨げる行為または管理上支障となる行為をすること。

(7) その他

前各事項に準ずる行為をすること。



禁 止

VI 駐車場の明け渡し

下記のような場合は明け渡しをしようとする10日前までに駐車場明渡届を提出のうえ、明け渡して下さい。

- (1) 県営住宅から退去する場合
駐車場使用者が県営住宅を退去するとき。
- (2) 駐車場が不要になったとき
車両の譲渡、免許証返納などにより駐車場を使用する必要がなくなったとき。

VII 駐車場使用決定の取り消しと明け渡し請求

下記のような行為があった場合は、駐車場の使用許可決定を取り消し、または明け渡しを請求する場合がありますのでご注意ください。

- (1) 不正な行為によって駐車場使用の決定を受けたとき。
- (2) 駐車場使用料を3か月以上滞納したとき。
- (3) 正当な理由によらず15日以上駐車場を使用しないとき。
- (4) 駐車場またはその付帯する設備を故意に破損したとき。
- (5) その他、駐車場の管理上必要があると認めるとき。



第3編 よくある問い合わせ Q & A



よくある問い合わせ Q & A

- Q1 駐車を契約したいが、手続きはどうすればよいのでしょうか。
- Q2 契約した駐車の管理は、どうすればよいのでしょうか。
- Q3 駐車でやっていけないことがありましたら、教えてください。
- Q4 駐車で事故などは、県や住宅公社が面倒をみるのですか。
- Q5 駐車の使用料は、いくらですか。
- Q6 駐車の使用料は、どのようにして支払うのですか。
- Q7 駐車の使用料を滞納したら、どうなるのでしょうか。
- Q8 車庫証明が欲しいのですが、手続きはどのようにすればよいのでしょうか。
- Q9 車を買替えたのですが、そのまま駐車を使ってよいのでしょうか。
- Q10 駐車の使用名義人であった子が団地から転出した。駐車は団地に住んでいる私そのまま使用してよいのでしょうか。
- Q11 県営住宅から引っ越すので駐車がいらなくなった。どのような手続きをすればよいのでしょうか。
- Q12 現在1台分の駐車を借りていますが、車を2台所有しているのに空き区画があるなら2台目の駐車を借りることはできますか。
- Q13 友人が遊びに来るために駐車が必要ですが、借りることはできますか。



Q1 駐車を契約したいが、手続きはどうすればよいのでしょうか。

A まず、「駐車場使用申込書」を団地の自治会か住宅公社窓口からもらって、必要な書類を添えて住宅公社で手続きして下さい。※住宅公社ホームページ (<https://www.ojkk.or.jp/>) から印刷できます。

申込に際しては、「家賃の滞納がないこと」や「車の長さや幅、高さなどが規格内であること」などの条件がありますので、気をつけて下さい。

くわしくは、このしおりの1ページにある「駐車を借りる場合」をご参照下さい。

Q2 契約した駐車の管理は、どうすればよいのでしょうか。

A それぞれが借りた駐車場は、契約者ご自身で管理して下さい。
自分の駐車場が他人に占拠されたときの注意やゴミの片付けなど、自分のものとしてきちんと行ってください。

Q3 駐車でやっていけないことがありましたら、教えて下さい。

A 駐車の契約をした方が、割り当てられた区画の駐車場を使用できますが、使用に関してはいくつかの制限があります。

例をあげますと、他の者に転貸したり、勝手に工作物を作ったり、駐車場以外に使ったりすることはできません。また、周辺へ迷惑を及ぼすような行為は禁じられています。

くわしくは、「県営住宅駐車場使用決定書」のうら(32ページ)に書かれていますので、ぜひ読んで下さい。

Q4 駐車で事故などは、県や住宅公社が面倒をみるのですか。

A 県も住宅公社も駐車場で発生した天災、火災、盗難、損害事故で使用者が損害を受けても責任は負いませんので、警察などに届ける必要があるときは各自で行って下さい。

Q5 駐車の使用料は、いくらですか。

A 駐車の使用料の一覧表が、このしおりの31ページにあります。
なお、周辺の民間駐車場より安く設定されておりますので、滞納しないようにお願いします。

Q6 駐車場の使用料は、どのようにして支払うのですか。

A 駐車場の使用料は、口座振替でお願いします。

住宅公社から郵送された振替依頼書に、必要事項を記入して、金融機関経由で手続きをして下さい。(このしおりの9ページの記入例を参照)

Q7 駐車場の使用料を滞納したら、どうなるのでしょうか。

A 駐車場の使用料を3ヶ月以上滞納すると、駐車場の使用許可の取り消し、または明け渡しを求めることとなりますので、くれぐれも口座残高に不足が生じないようにご注意下さい。

Q8 車庫証明が欲しいのですが、手続きはどのようにすればよいのでしょうか。

A 車庫証明の発行は、各警察署内の交通安全協会で行っております。

住宅公社では、その手続きに必要な「自動者保管場所使用承諾証明書」の申請を受け付けておりますので、車庫証明の必要な方は、申請して下さい。

くわしくは、このしおりの11ページの「車庫証明書について」をお読み下さい。なお、証明書発行までに1週間前後かかりますので、日程に余裕をもって申請して下さい。参考に各地区の安全協会と陸運事務所の住所と電話番号を40ページに記載してありますので、参考にして下さい。

Q9 車を買替えたのですが、そのまま駐車場を使ってよいのでしょうか。

A 「車両変更申請」が必要ですので、必要書類を添えて手続きをして下さい。

駐車場契約は、使用人名義とともに車両も登録されていますので、車を買替えたら、新しく使用する車両の「駐車場使用変更申請書」(車両変更用)を提出して下さい。

くわしくは、このしおりの17ページをご覧ください。

Q10 駐車場の使用名義人であった子が団地から転出した。駐車場は団地に住んでいる私がそのまま使用してよいのでしょうか。

A 駐車場契約は、車両および使用名義人は登録されておりますので、使用名義人が変わる場合は、「駐車場使用変更申請書(使用名義人変更用)」を提出して、名義人の変更手続きをして下さい。

くわしくは、このしおりの21ページをご覧ください。

Q11 県営住宅から引っ越すので駐車場がいなくなった。どのような手続きをすればよいでしょうか。

A 駐車場がなくなったら、「駐車場明渡届」の手続きをして下さい。
手続きは、明け渡しをしようとする日の10日前までに行ってください。

「駐車場明渡届」は、退去する場合に限らず、登録車両を廃車にしたり、車を譲り渡すなどして駐車場がなくなった場合にも手続きが必要ですので、ご注意ください。

くわしくは、このしおりの25ページをご覧ください。

Q12 1台分の駐車場を借りていますが、車を2台所有しているので、空き区画があるなら2台目の駐車場を借りることはできますか。

A 空きがある場合の2台目の駐車区画については、自治会の承認が必要となります。
詳細は各団地自治会にお問い合わせ下さい。

ただし、単身者、もしくは同じ使用名義人が複数の区画を使用するための申請は受付できません。

Q13 友人が遊びに来るため駐車場が必要ですが、駐車場を借りることはできますか。

A 県営住宅駐車場は入居者専用の駐車場です。来客用としてお貸しすることはできませんので、団地外の民間駐車場をお探しいただくなどの対応をお願いいたします。



陸 運 事 務 所 浦添市港川512-4
⁰⁵⁰⁻⁵⁵⁴⁰⁻²⁰⁹¹
 ☎ ~~098-877-5140~~

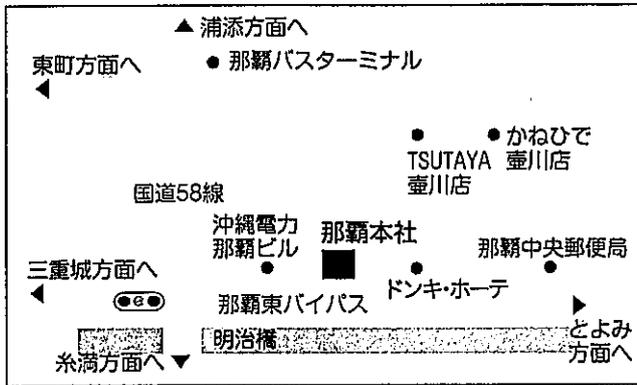
軽自動車検査協会 浦添市港川512-12
 ☎ 050 - 3816 - 3126

各地区安全協会の案内

名 称	所 在 地	電 話 番 号
(公財)沖縄県交通安全協会連合会	豊見城市字豊崎3-57	098 - 851 - 7900 (代)
那 覇 地 区 交 通 安 全 協 会	那覇市与儀1-2-9	098 - 832 - 4188
豊見城地区交通安全協会	豊見城市字瀬長17-8	098 - 856 - 7531
糸 満 地 区 交 通 安 全 協 会	糸満市字糸満1736番地6	098 - 994 - 1103
与那原地区交通安全協会	与那原町字与那原3085	098 - 946 - 6573
浦 添 地 区 交 通 安 全 協 会	浦添市仲間2-51-1	098 - 878 - 1917
宜野湾地区交通安全協会	宜野湾市真志喜2-1-3	098 - 897 - 5808
沖 縄 地 区 交 通 安 全 協 会	沖縄市山里2-4-20	098 - 932 - 9089
嘉手納地区交通安全協会	嘉手納町字嘉手納560	098 - 957 - 1710
うるま地区交通安全協会	うるま市字大田100	098 - 974 - 3825
石 川 地 区 交 通 安 全 協 会	うるま市石川東山本町1-1-1	098 - 964 - 3410
名 護 地 区 交 通 安 全 協 会	名護市東江5-20-5	0980 - 53 - 6421
本 部 地 区 交 通 安 全 協 会	本部町字大浜850-1	0980 - 47 - 2016

※ その他詳細については、下記にお問い合わせ下さい。

沖縄県住宅供給公社 住宅部 住宅管理課 駐車場係

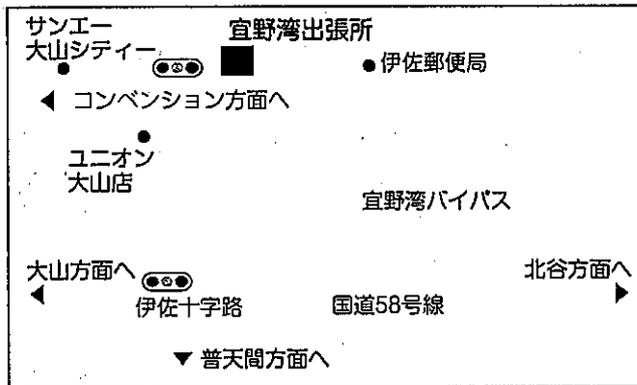


本 社 (沖電那覇ビル 近く)

〒900-0029 沖縄県那覇市旭町114番地7

電話：098-917-2437 FAX：098-917-2439

各出張所案内

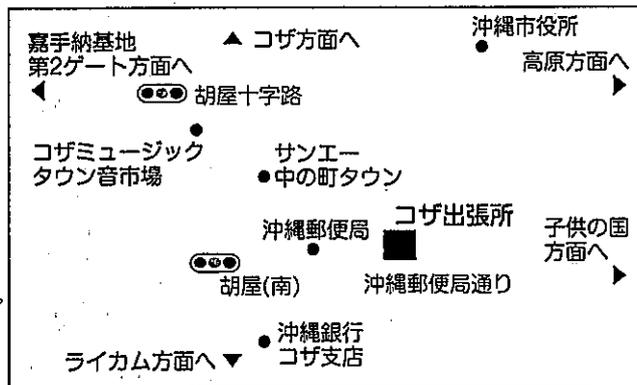


宜野湾出張所 (サンエー大山シティー 近く)

〒901-2221 沖縄県宜野湾市伊佐4-2-3

スカイマンション102

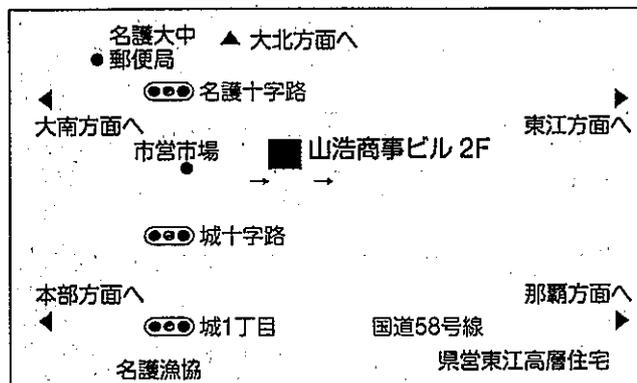
電話：098-917-6173 FAX：098-917-6174



コザ出張所 (こどもの国 近く)

〒904-0021 沖縄県沖縄市胡屋4-14-31

電話：098-988-7686 FAX：098-988-7687



名護出張所 (城十字路 近く)

〒905-0013 沖縄県名護市城2-1-21

山浩商事ビル2階

電話：0980-43-7970 FAX：0980-43-7971